

特別養護老人ホーム「西山苑」運営規定及び重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(茨城県指定 第 0871200036 号)

当施設は、契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護 3 以上」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	3
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	8
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	10
7. 苦情の受け付けについて	13
8. 身元引受人	16
<付属文書>	17

1. 施設経営法人

- (1)法人名 社会福祉法人 西山苑
- (2)法人所在地 茨城県常陸太田市木崎二町 937 番地の 2
- (3)電話番号 0294-72-3500 FAX 0294-72-3915
- (4)代表者氏名 理事長 荷見源成
- (5)設立年月 1971 年（昭和 46 年） 5 月 14 日

2. 事業所の概要

(1)施設の種類

指定介護老人福祉施設 2000 年（平成 12 年） 4 月 1 日指定 茨城県 第 0871200036 号

(2)施設の目的

指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、契約者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共同施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

(3)施設の名称 特別養護老人ホーム 西山苑

(4)施設の所在地 茨城県常陸太田市木崎二町 937 番地の 2

(5)電話番号 0294-72-3500

(6)施設長(管理者)氏名 柏 保男

(7)当施設の基本理念

法人の基本理念「真心とサービス」

一、利用者及びその家族を第一に考え、その人らしい生活をサポートする。

一、安心・信頼して利用できる施設・事業所を運営し、地域福祉に貢献する。

一、関連部署(法人内外問わず)と連携し、チームワークをもって利用者の援助を行う。

一、現状に満足することなく、常に知識・技術の向上に努め、それらを利用者に提供する。

(8)開設年月 1972 年（昭和 47 年） 5 月 16 日

(9)入所定員 110 人

(10)短期入所生活介護 併設型 3 人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として1人部屋又は4人部屋です。(1人部屋又は4人部屋のどちらかのご希望がある場合には、その旨お申し出下さい。但し、契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合があります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	34室	従来型個室
3人部屋	1室	多床室
4人部屋	19室	多床室
食堂兼機能訓練室	2室	
浴室	2室	機械浴槽・個人浴槽
医務室	2室	

*上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設、設備です。

☆居室の変更：契約者又は契約者代理人から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、契約者又は契約者代理人等と協議のうえ決定するものとします。

(2) 特別料金

利用にあたって別途利用料金をご負担いただく施設・設備はありません。

4. 職員の配置状況

当施設では、契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の種類の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置人数	指定基準
1. 施設長(管理者)	常勤1名	1名
2. 介護職員	常勤38名・非常勤1名	35名
3. 生活相談員	常勤3名	2名
4. 看護職員	常勤5名・非常勤2名	3名
5. 機能訓練指導員	常勤1名・非常勤7名	1. 13名
6. 介護支援専門員	常勤3名	2名
7. 医師	非常勤1名	必要数
8. 栄養士・管理栄養士	常勤3名	1名

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週火曜日 14:00~17:00
2. 介護職員	早朝 7:00~16:00 4名 日中 8:00~17:00 6名 9:30~18:30 6名 夜間 16:30 ~明朝 9:30 6名 (夜間はその他に管理当直1名)
3. 看護師	日中 8:00~17:00
4. 機能訓練指導員	日中 8:30~17:30 毎週 月・火・木・金曜日 PM14:00~16:00

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- ① 利用料金が介護保険から給付される場合
- ② 利用料金の全額を契約者又は契約者代理人に負担いただく場合があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常7～9割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

- ① 居室の提供
- ② 食事
 - ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、管理栄養士、医師、看護師、介護支援専門員等が連携し、栄養並びに契約者個別の身体状況および嗜好を考慮した食事を提供（栄養マネジメント）します。
 - ・契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）
朝食：8:00～9:00 昼食：12:00～13:00 夕食：18:00～19:00
- ③ 入浴
 - 入浴又は清拭を週2回行います。
 - ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ④ 排泄
 - ・排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ⑤ 機能訓練
 - ・機能訓練指導員により、契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑥ 健康管理及び重度化への対応
 - ・医師や看護師が、健康管理を行います。また、夜間における看護師との連絡体制の確保及び協力病院との連携を図ります。また、施設での看取りの希望がある場合には、契約者本人又は契約者代理人等との同意、及び医師、看護師、介護職員等との連携により実施いたします。
- ⑦ その他自立への支援
 - ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
 - ・生活のリズムを考え、適時の着替えを行うよう配慮します。
 - ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金(1日、1ヶ月あたり)>(契約書 第5条参照)

料金表(別紙1又は2)によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額(9割・8割・7割)を除いた金額及び食費、居住費に係る負担額の合計をお支払い下さい。

※サービス利用料金は、契約者の要介護度に応じて異なります。

※サービス利用料金の自己負担割合は、介護保険負担割合証にて記載されている負担割合(1割・2割・3割)となります。

☆居室と食事に係る費用について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額となります。(別表1参照)

別表1

居室に係る(居住費)、および食費の負担額 <1日あたり>

対象者		区分	居住費		食費
			個室	多床室	
生活保護受給世帯		利用者負担 第1段階	320円	0円	300円
世帯全員が市 町村民税非課 税	高齢福祉年金受給者	利用者負担 第2段階	420円	370円	390円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方				
	上記以外の方	利用者負担 第3段階	820円	370円	650円 1,360円
上記以外の方(非該当)		利用者負担 第4段階	1,171円	855円	1,445円

利用料金のお支払い方法(契約書 第5条参照)

料金、費用は1ヵ月ごとに計算し、請求しますので翌月末日までに以下の方法でお支払い下さい。(1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

金融機関からの自動引き落とし (引き落とし日 毎月23日)

ご利用可能な金融機関: I-NET資金センター参加金融機関

*ゆうちょ銀行等は対象外です。

(2) (1) 以外のサービス(契約書第4条、第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者又は契約者代理人の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 特別な食事

契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

② 理髪・美容

[理髪サービス]

月に1回、理容師の有料ボランティアによる理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 2,000円

[美容サービス]

美容師の出張による美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 2,200円～

③ レクリエーション、行事

レクリエーションや行事は、はすみ保育園と共に行なっています。できる限り参加してください。

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、契約者の日常生活に要する費用で、契約者又は契約者代理人に負担いただくことが、適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

***おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。**

⑤ 契約書第20条に定める所定の料金

契約者又は契約者代理人等が、契約終了後も居室を明渡さない場合に、本来の契約終了日から現実に居室が明渡された日までの期間に係る料金は、契約終了日現在の要介護度における介護保険給付費の全額を徴することとします。なお、契約者が要介護認定において自立又は要支援・要介護1・2と判定された場合には、要介護1におけるサービス費の全額を徴することとします。(但し、やむを得ない事由がある場合には、相当な額に変更する場合があります。)

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合には、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヵ月前までにご説明します。

(3)入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、ご契約者又は契約者代理人の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることが出来ます。(但し、下記医療機関での優先的な医療、入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療、入院を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	西山堂病院
所在地	常陸太田市木崎二町931-2
診療科	内科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	梶山歯科クリニック
所在地	常陸太田市木崎二町928-9

(4) 緊急時の対応

当施設は、契約者に病状の急変が生じた場合やその他緊急の事態が生じた場合は、速やかに医師又は当施設が定めた協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じます。

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めておりません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することが出来ますが、仮に以下のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、契約者に退所していただくこととなります。(契約書第14条参照)

- ① 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援・要介護1・2と判定された場合。
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合。
- ③ 施設の滅失や毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑤ 契約者又は契約者代理人から退所の申出があった場合（詳細は以下を参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申出を行なった場合（詳細は以下を参照下さい。）

(1) 契約者又は契約者代理人からの退所の申出（中途解約・契約解除）（契約書第15条、第16条参照）

契約の有効期間であっても、契約者又は契約者代理人から当施設からの退所を申し出ることが出来ます。その場合には、退所を希望される日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することが出来ます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② 施設の運営規定の変更に同意できない場合。
- ③ 契約者が入院された場合。
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑦ 他の利用者が契約者の身体、財物、信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合。

(2) 事業者からの申出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① 契約者又は契約者代理人が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② ご契約者又は契約者代理人による、サービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③ ご契約者又は契約者代理人等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行なうことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ ご契約者が連続して3ヶ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。
- ④ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護医療院に入院した場合。

☆：④について、ご契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第19条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

ア、検査入院等、短期入院の場合

1ヶ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することが出来ます。

但し、上記の入院期間中にあつては、所定の利用料金をご負担いただきます。

※サービス利用料金の自己負担割合は、介護保険負担割合証にて記載されている負担割合（1割・2割・3割）となります。

<246単位>

イ、上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することが出来ます。但し、入院時に予定されていた退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

また、30日を超える入院後に再入所になった場合、再入所になった日から30日間について1日当たり30円<初期加算30単位>をご負担いただきます。

ウ、3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

〈入院期間中の利用料金〉

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

なお、契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護等に活用することに同意し、それを行った場合には、所定の料金をご負担いただく必要はありません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第18条参照）

契約者が当施設を退所する場合には、契約者又は契約者代理人の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のための必要な以下の援助を契約者又は契約者代理人に対し速やかに行ないます。

- | |
|-----------------------------|
| * 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設の紹介 |
| * 居宅介護支援事業者の紹介 |
| * その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介 |

7. 残置物の引き取り等（契約書第21条参照）

入所契約が終了した後、当施設に残された契約者の所持品（残置物）を契約者自身が引き取れない場合に備えて、契約者代理人を残置物引取り人と定めてさせていただき、速やかに残置物を引取っていただきます。

また、引渡しに係る費用については、契約者又は契約者代理人にご負担いただきます。

8. 苦情の受け付けについて（契約書第23条参照）

（1）当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者氏名）

介護支援専門員 大曾根 義也 篠田 聡 田畑 公章
生活相談員 片岡 利弘 服部 笑子 沼田 千恵子

○受付時間 毎日、事務室にて8:30～17:30

また、苦情受付ボックスを1階エレベーター横に設置しています。

（2）苦情・ハラスメント処理

- ① 事業所は、介護老人福祉施設の提供に係る利用者及びご家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な処置を講ずるものとする。
- ② 事業所は、提供した介護老人福祉施設に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行なう文章その他物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。
- ③ 事業所は、提供した介護老人福祉施設に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行なう調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。

（3）行政機関その他苦情受付機関

常陸太田市役所高齢福祉課 苦情相談窓口	所在地 常陸太田市金井町 3690 電話番号 0294-72-3111 受付時間 AM8:30～PM5:00
国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	所在地 水戸市笠原町 978 番 26 電話番号 029-301-1565 受付時間 AM9:00～PM5:00
茨城県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 茨城県水戸市千波町 1918 電話番号 029-305-7193 受付時間 AM8:30～PM5:00

9. 事故発生時の対応

- （1）当施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、協力医療機関への搬送等必要な措置を講じ、速やかに契約者の家族並びに保険者（市町村）に連絡します。
- （2）当施設は、契約者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、加入する損害賠償保険により速やかに対処します。ただし、施設及び職員の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

- (3) 当施設は、契約者に関する事故について速やかに事故発生状況を把握し、再発防止対策について協議し、事故の再発防止に努めます。

10. 非常災害対策

- (1) 当施設は、非常災害及びその他の緊急事態に備え、執るべき措置について予め対策をたて、職員及び契約者への周知徹底を図るため、市消防署他関連機関との連携による避難、通報、消火等の避難訓練を実施しております。
- (2) 当施設は、消火器、消火用散水栓、スプリンクラー等の消火設備並びに誘導灯、非常放送設備等の避難設備を設けており、定期的に点検を行っています。

11. 虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその発生を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- (4) 全3号に掲げる措置を定期的実施するための担当者を置く。

事業者は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、市町村に通報するものとする。

12. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1、あり	実施日	年	月	日	
		評価機関の名称				
		結果の開示	1	あり	2	なし

2、なし

1 3. 西山苑入所時のリスク説明

当施設では利用者が快適な入所生活を送られますように、安全な環境づくりに努めておりますが、利用者の心身状況や病気に伴う様々な症状が原因となり、下記の危険性が伴うこと十分にご理解ください。 ※□にレ点をお付けください。

- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- 当施設は介護老人福祉施設（生活の場）であり、原則的に身体拘束を行わないことから、転倒・転落による事故に至る可能性があります。
- 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも安易に骨折する恐れがあります。
- 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦でも表皮剥離がしやすい状態にあります。
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下するため、誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患に罹り易いため、急変・急死される場合もあります。
- 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設担当医師又は協力医療機関の医師判断で緊急に病院への搬送を行うことがあります。

以上のことは、自宅でも起こり得ることですので、十分に留意いただきますようお願い申し上げます。なお、説明で分からないことがあれば、遠慮なくお尋ねください。

年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム 西山苑

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

氏名 印

代理人住所

氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号(1999年(平成11年)3月31日)第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

〈運営規定及び重要事項説明書付属文書〉

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上3階

(2) 建物の延べ床面積 4865.17 m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]2000年(平成12年)4月1日指定 茨城県0871200036号 定員3名

[通所介護]2000年(平成12年)4月1日指定 茨城県0871200051号 定員25名

[訪問介護]2000年(平成12年)4月1日指定 茨城県0871200069号

[居宅介護支援事業]2000年(平成12年)2月1日指定 茨城県0871200028号

(4) 施設の周辺環境

JR常陸太田駅に近く、田園地域に接している。居室は全室採光に富み、冷暖房完備の快適な環境です。

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種、職務内容〉

介護職員	契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。 3名の利用者に対して1名以上の介護職員を配置しています。
生活相談員	契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。 2名以上の生活相談員を配置しています。
看護師	主に契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助も行います。 3名以上の看護職員を配置しています。
機能訓練指導員	契約者の機能訓練を担当します。 1名以上の機能訓練指導員を配置しています。
介護支援専門員	契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。 生活相談員が兼ねる場合もあります。 3名の介護支援専門員を配置しています。
医師	契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。 1名の医師を配置しています。

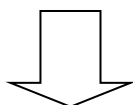
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

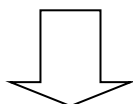
「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。

（契約書第2条参照）

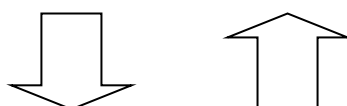
① 当施設の介護支援専門員（ケアマネージャー）に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。



② その担当者は施設サービス計画の原案について、契約者又は契約者代理人等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



③ 施設サービス計画は、介護度変更の毎に1回、もしくは契約者又は契約者代理人等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、契約者又は契約者代理人等と協議して、施設サービス計画を変更します。



④ 施設サービス計画が変更された場合には、契約者又は契約者代理人に対して書面にてその内容を確認していただきます。

4. サービス提供における事業者の義務（契約書第7条、第8条参照）

当施設は、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 契約者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師または看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行ないます。
- ④ 契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。

- ⑤ 契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、契約者又は契約者代理人の請求に応じて閲覧させ、依頼に基づき複写物を交付します。
- ⑥ 契約者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、別紙同意書に基づき、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦ 事業者およびサービス従事者または従業員は、サービスを提供するに当たって知り得た契約者又は契約者代理人等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
- 但し、契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者の心身等の情報を提供します。
- また、契約者の円滑な退所のための援助を行う場合には、あらかじめ文書にて、契約者又は契約者代理人の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持込の制限

*入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことが可能です。但し、他人に迷惑がかかる場合や、事業者が不適切と認めた物品の持込は遠慮していただきます。

持ち込みの禁止物品：包丁等の刃物類、火気類、高額な金品、その他事業者が不適切と認めたもの。

(2) 面会

面会時間 7:00～21:00

*来訪者は必ずその都度1階事務室の面会簿にご記入ください。

*食べ物の持込の場合には、必ず職員にご一報ください。

(3) 外出、外泊（契約書第22条参照）

*外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で7日間とさせていただきます。

(4) 食事

*食事が不要な場合には、前日までにお申し出下さい。前日までに申出があった場合には、重要事項説明書5(1)に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設、設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

○居室及び共同施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者又は契約者代理人の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

- 契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、宗教活動、政治活動、営利活動、その他事業者が迷惑行為と認めた行為を行うことはできません。

6. 損害賠償について(契約書第11条、第12条参照)

当事業所において、事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる又は免じる場合があります。